

控訴人 Chico. 意見陳述メモ

振り返ること、3年前。2023年4月、当時23歳だった私は、市議会議員選挙に立候補するため、30万円の供託金を手に法務局へ向かいました。

あの日、目にした光景を、私はきっと一生忘れることはありません。

私が窓口で立候補の意思を告げた瞬間、職員の方々は明らかに慌てふためき、奥から大勢で私の前に出てきました。「本当にあなたが立候補するのですか」「お金はあるのですか」「代理ではないですか」と問われました。

その瞬間、胸にナイフを突き刺されたような感覚が走りました。私はこの国の選挙制度において、「そもそも想定すらされていない存在」なのだと突きつけられた気持ちでした。私の年齢、私の見た目、そのすべてが「場違いだ」と拒絶された瞬間でした。怒りを通り越し、言葉を失うほどの絶望でした。その後、選挙管理委員会へ向かいましたが、結果は「満25歳未満」という理由で、立候補届の受理すらされませんでした。

今、この瞬間も、私たちと同じ時代を生きる世界中の若者たちが、当たり前の国民の権利として、政治に参加し、自らの手で社会を、未来を動かしている、そんな姿をSNSや海外のニュースで見るたび、彼らを心から羨ましく思います。

一方、国内のニュースを見るたび、国内外の厳しい情勢を見るたび、焦燥感が募ります。

地球のタイムリミットが刻一刻と近づいてくる環境問題。

唯一の被爆国でありながら、軍事大国へ一步一步近づいていく外交問題。

今すぐに実現してほしいと願う、選択的夫婦別姓や同性婚の法整備。

そして、今日、明日を生き抜くために今すぐ助けを必要としている、若者の貧困や孤立・生きづらさの問題。

これらはすべて、私たちの「今日」の問題であり、私たちは、今すぐ声を上げる権利が必要です。なぜなら私たちは、これからの未来を最も長く生き、今下される判断の「結果」を、文字通り命を懸けて背負っていくからです。それなのに、今の日本社会では、私たちはただ黙って、社会が悪化していく様子を外側から眺めていることしかできません。

改めて。被選挙権とは、主権者たる国民の誰もが等しく持つべき、憲法の原則から生まれた国民の重要な権利です。しかし、日本という国において最も重要な原則である「国民主権」そのものを、この国の民主主義の土台である「国民とし

て未来を語る権利」を、この国は年齢という記号だけでその権利を剥奪している。

つまり、「国民」の枠組みから、私たち若い世代が不当に排除されていること。これを「重大な権利侵害」と呼ばずして、一体何と呼ぶのか。国としてのその答えを問うために、私たちはこの裁判を起こしています。

裁判官の皆様。この裁判は、私たちのための戦いではありません。

政治から不当に排除されながらも、「自らの手で未来を良くしたい」と願う、今を生きるすべての若者、そしてこれから生まれてくるすべての若者たちと未来のための戦いです。

最後に、皆様にもう一度問いたいことがあります。

「司法の存在意義」とは、一体何でしょうか。

この裁判で、私たちは、一般論ではなく、私たち若者にも被選挙権が保障されているのではないか、そのことを問うてきました。しかし、第一審の判決は、この最も本質的な争点に対する法的判断を、徹底して避けたようにすら感じられました。

司法の、裁判所の、皆さまの使命とは本来、固定概念や多数決の論理からこぼれ落ちた「少数者の権利」を守るための「最後の砦」であるはずです。

私たちが主権者として持つ切実な権利に、どうか正面から向き合ってください。これからの日本の未来を創る同志として、司法の誇りと、勇気ある司法判断を強く求めます。

以上